9 民事調停事件（地方裁判所）における弁護士選任率の推移

事件総数は、2010 年以降増減の波があり、2018 年では 3,004 件であった。弁護士選任率は、この数年増加傾向にある。

資料2-2-1-18　民事調停事件における弁護士選任率の推移（地方裁判所）

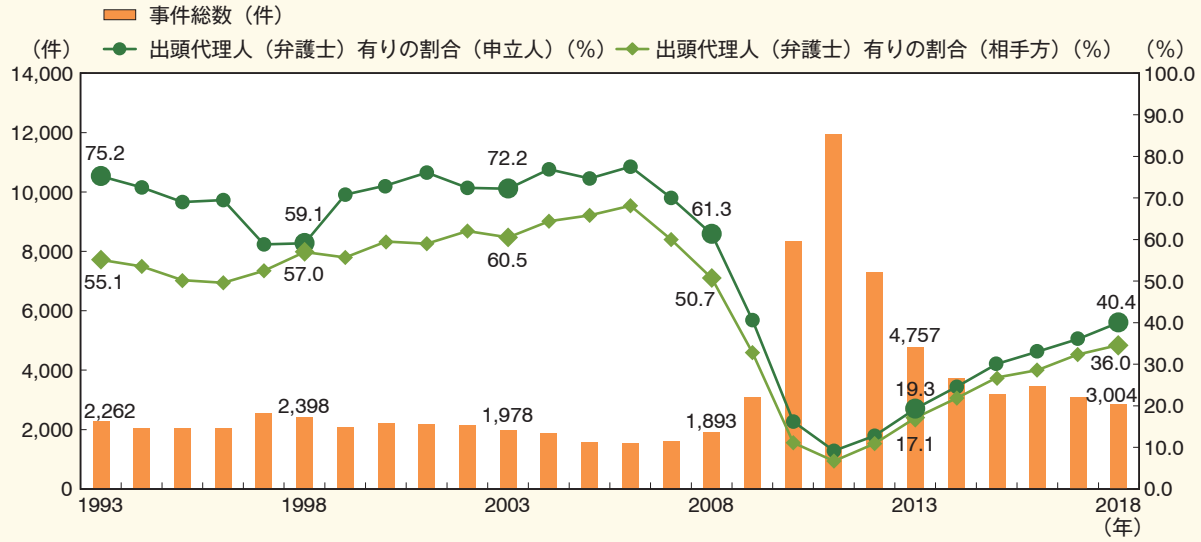

【注】数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「調停既済事件数－出頭代理人別－全地方裁判所」によるもの。

10 民事調停事件（簡易裁判所）における弁護士選任率の推移

2000 年 2 月に施行された「特定債務等の調整促進のための特定調停に関する法律」により、債務整理の促進を目的とする特定調停制度が導入され、2000 年以降、民事調停事件数はいったん増加したが、2003 年をピークに、翌年以降、減少している。

特定調停は本人申立がほとんどであるため、簡裁調停事件全体のうち申立人又は相手方に弁護士の代理人が付いた事件の占める割合は低く、2018年の場合、申立人が35.9%、相手方が23.4% にとどまっている。

資料2-2-1-19　民事調停事件における弁護士選任率の推移（簡易裁判所）

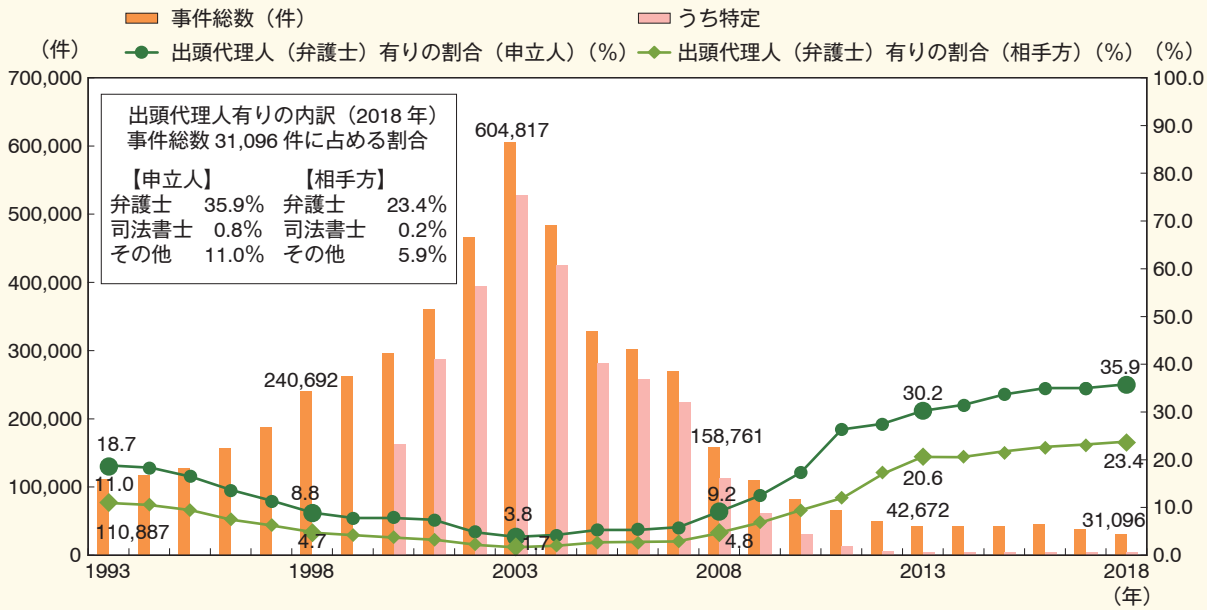

【注】数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「調停既済事件数－出頭代理人別－全簡易裁判所」によるもの。